

第五点といたしまして、職員の労働条件の向上について伺いいたします。

人事院は六月一日、国家公務員に対して明年一月から週休二日制を試行的に実施すると発表いたしました。これにあわせまして地方公務員も週休二日制の採用を自治省を通じて指導することになっております。当市の場合、職員の定数は四百二十名でございしますが、本年度の事業計画に基づくところのいろいろな新施設の建設が、当初より行政需要の増大、そしてまたここで問題となつてまいりました週休二日制の問題等を考えてまいりますと、当然のことながら職員の増員ということが考えられるのではないかと思われるわけでございますが、この面について人事院の週休二日制の指導方針に対する当市の対応策をお聞かせいただきたいと思います。

以上が第一項目の財政問題その他についての質問でございます。続いて第二項の工事等による通学路の安全対策について質問いたします。

市内各所で行なわれております土木工事も、最近はきわ立って工事

の完成をみせておりますが、特に今年三月、四月ごろ行なわれました各種工事のうち数カ所の工事は、市民や児童の安全性を無視した突貫工事的な方法によって行なわれたことはきわめて遺憾であります。

私は、去る四月七日、第二小学校の入学式に参列したものでございますが、当時二小の周辺の通学路で電電公社関係の工事が行なわれまして、道路いっぱいにショベルローダー等が振り回されて一方的に道路が占有されている状態でございました。入学式に出席した父兄からも、きようは入学式で親たちがついてきているからよいものの、あしたからこの道を子供一人で通わせるということとはとても危険でしかたがない——というような意見が続出いたしました。以来私は当時行なわれておりました市内各所の工事現場を調査いたしました結果、はじめた電電公社の関係で数カ所の工事が工期の遅れのために、市民や児童の安全対策をかいまみることなく工事が急がれていることを知ったわけでございます。特に、通学路等の安全確保のあり方と、今後における土木工事施工の際の厳正な指導監督を促すために、次のことを質問いたしますので明確なる説明を求めます。

第一点、通学路等の工事にあたっては十分教育委員会や当該学校長等の関係者と協議の上、この期間はこのような工事が行なわれるということと十分話し合いの上で行なわれていると信じているものでございますが、この点は実行されているようですけれども、それがいついつまでに終わるといつこと、いろいろな事情で工期が遅れた場合におきましては、そうした配慮が十分に行なわれていないというふうに感じられるわけでございますが、この点どのようなふうになっているか。

それから第二点、市の発注工事が工期までに完了していない例があるわけですが、その理由は、工期等市からの発注条件が過酷なために遅れているのか。それとも業者側の能力に欠陥があるから遅れているのか。このような事態に対して市はどのように感じているのかお聞きいたします。

第三点、電電公社関係の工事でございます。

特に現在も山王橋から一中の通学路における工事は遅れておりますが、まさに無期限工事といえるものでございまして、道路の使用許可の期限はかつてに書きかえられて延長される。市の道路においてこのような

な電電公社関係の工事許可にあたってはどういう条件をとっているのか。また具体的に何があるのかこの工事関係はいつごろ終わるのかということについてお答えをいただきたいと思うわけでございます。

次に第四点として、五日市線の鍋田地区内の通学路の踏切の安全対策についてお伺いいたします。

この通学路の踏切の安全対策につきましては、御承知のとおり、去る四十八年三月、一千名をこえる市民の方々の署名を受けまして、塩野議員さん、大野議員さん、貫井議員さん、宇佐美議員さん、小林議員さん、今回退職されました伊東議員さん、小林繁治議員さん、小林才治議員さん、それに私の計九名が紹介議員となつて提案され、当時の高波議員を委員長とする建設委員会で、全会一致の御決定をいただきました。同年六月の第二回定例会で採択されたものでございます。以来二カ年間、本問題の解決にあたりまして理事者側の熱心なる努力によりまして、国鉄あるいは関東管区行政監理局等の御協力をいただきました。ようやくにして今年三月の第一回定例会で五百五十万

円の予算も確定し、この第一回定例会における私の質問に対して、本年十一月ごろまでには完成の予定であるというように説明されたものでございます。

その後鍋二踏切の問題に対する進展の状況とその後の見通しについて説明をお願いします。

以上が通学路等の安全確保についての質問であります。

次に加美平区画整理事業と市営住宅建て替え問題の現況と今後の見通しについて質問いたします。

まず加美平区画整理事業であります。この事業は私が議員となる前からの懸案事項であり、その当時以来いまだに解決に至っていないことはまこと遺憾でございます。これまで事業に注がれました巨額の血税が市民の利便に結びつかず、いつまでも市と当事者が対峙関係にあるということは、これ以上見逃がすことができません。本年度も一般会計から六百六十万円の持ち出しが予想され、繰出金の総額は前回の定例会における説明によりますと、四十九年までで一億四千四百七十万円、本年

度の繰出金を含めると一億五千百五十万円にもなっております。この額は、今年度の中学校費九千二百六十万円を軽く上回り、さらにまた先

ほどの諸皆さんから学校給食問題が提起されましたが、学校給食費八千五百五十万円の一年半分にも相当する支出となっております。

非常に残念なことでございますが、この問題について石川市長は四十九年度、五十年度も施政方針で一言もふれておりません。一体加美平区画整理事業はどうなってしまうのか。その現状と今後の見通しについて率直にお答え願います。

最後に市営住宅の建て替え問題について伺います。

市営住宅を高層化し、より多くの市民を収容したらというこの問題の起源は、私の調査によりますと昭和四十五年三月十二日の第一回定例会において大野議員さんの一般質問によって提起され、ついで昭和四十八年六月十八日、現在議長の前井議員さんによって再び取り上げられ、たまたま住宅自体の耐用年数期限の到来と、家屋の著しい老朽化によって急速に具体化され、すでに議会としても全員協議会にお

いて承認された事業でございます。特に、昨年の十二月定例会におきましては、相反する陳情が出され、市営住宅高層化促進に関する陳情第十四号が採択され、建て替え反対並びに払い下げ促進に関する陳情第十号が不採択となる経過をたどっております。

こうした経過のある問題を、あえて私が本議会において取り上げて市の見解を求めようとする理由は、今次同一問題におきまして居住者や市民からこの問題に対する意見を求められたこともあり、このまま放置しておくことは、居住者にとっても払い下げへの期待感が強まり、その期待が実らない結果となったときに、将来への禍根を残すものと憂うるからであります。

質問者の趣旨を理解され、次のことについてお答えいただきます。まず、払い下げを熱望する市民から入居当時、やがて払い下げになるであろうから大事に使つていただきたいという市の再三の説明を信じて入居したものである。だから私もいままで土地の値上がりがあったことは十分承知しながらも、いままで土地に対する手当をしなければ

ならないというような主張がありますが、市は入居者にそのような約束をしたことがあるのかどうか。これが第一点。

次に、市はこうしたいわゆる熱烈な払い下げ希望の市民に対し、今後どのように対処していくのか。そして困難なこの事業の現状と今後の見通しについてお答えいただきたいと思ひます。

以上、多少広範囲にわたる質問でございますが、各項目について市長及び担当課長から明確なる答弁と、一部については資料の提出を要求し、私の一般質問といたします。

○議長（貫井喜代次君） これより二時十五分まで休憩いたします。

午後二時三分 休憩

午後二時十六分 開議

○議長（貫井喜代次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長石川常太郎君登壇）

○市長（石川常太郎君） 開議員さんの御質問に対しましてお答えを申

福山県  
し上げさせていただきますが、ことに数字等に関するものの御質問も  
ございますので、順序が不同になることもございますし、また担当課  
長に答弁をいたさせることも多ございますので、たいへん順序が違ひ  
まして恐縮でございます。が御了承を賜わりたいと思ふ次第でござい  
ます。四十九年度の現況につきましましては、御承知のとおり出納閉鎖期まで  
に入るものが多ございますので、後ほど詳しく担当課長から申し上げさ  
せていただきます。五十年度的につきましましては防衛予算が多ございま  
すけれども、ただいま防衛施設庁と大蔵省とが懸命に折衝中でござ  
いまして、ただいまのところこれもはっきりと申し上げるわけにはいかな  
いわけでもございますけれども、福生市のために当然のことでもございま  
すけれども懸命に努力を重ねておりまして、大蔵省を説得して、  
それが現実の状況でございます。また、都における補助金につきまし  
ては、当市におきましては小学校の増築分が主たるものでございま  
すが、これも六月定例会に上程されるものでございまして、いまのところ  
判明いたしかねますけれども、小学校の校舎についてはだいじょうぶと

福山県  
いうことを聞けりあります。でございしますが、これも確たることは申し上げ  
る時期ではございません。

人件費に対する通達でございますけれども、これにつきましては各  
自治体とも行政需要がふえまして、また非常に市街地化の激しい当  
市でございます。このような中にございますのでたいへんに行政費も当  
然かかるわけでもございまして、国においては財政の配分の制度とかあるいは  
また超過負担、また補助金制度の国や都のさまざまな制約等いろいろ  
あることが複雑にからみあつてこのような結果になつたというふうに私も  
受け取つているところでございます。当市におきましては、税の割合  
からみますると人件費が高くみえるわけですが、一般会計から  
してみますと非常に安くなつていゝるわけでもございます。

こういう現状でございますので、一概に人件費だけということは言いか  
ねるわけでもございますけれども、市民の声というものはあるからでさ  
ません。したがつて市民の声というものも謙虚に受け止めますけれども  
も、非常に事業費が多ございます。まだ私のいたらないこともなく

さんあるわけでございますけれども、議会のご協力をいただきましていままでまいりましたわけでございます。次官通達に対する考え方はいろいろなもの複雑にからみあったという考え方を持っているわけでございます。週休二日制に対応する施策につきましては、後ほど助役から御答弁申し上げたいと思えますけれども、これにつきましてはまだ私のほうには何ら通達等がまいるてありません。来年試験的にやるということもございましてけれども、そういうことも腹に踏まえていかなければならぬ、いと考えております。

通学路等につきましては担当課長から答弁いたします。

加美平区画整理につきましては、ほんとうに私もといまして一言もございませんでして、議会の皆さま、市民の皆さまに謝るよりしかたがないと存じている次第でございます。しかしお隣りの羽村町におきましては、たゞいま川崎地区の土地買収をすでに終わっております。五十年には工事が始まらないうでございしますが、五十一年にたりますとあるいは工事に着手するかも知れないという現況でございます。したがいま

して、当区画整理が五十年度に終わるという約束をいたしまして、そのように努力を重ねているわけでございますけれども、現状のような状態でございましてほんとうに申しわけない次第でございます。しかし羽村町の工事が始まりますときに、福生のほうがあの状況では他町にたいへん迷惑をかけることになりますので、折衝はもちろん一生懸命いたします。私もこの成功を祈る一人でございますけれども、万一の場合には踏み切らざるを得ないと考えているわけです。その時期については申し上げることはできませんが、ただ懸命に努力をいたしましてそのようなことのないようにいたしたいと思えます。

実は昨日も加美平区画整理審議会の協議会を催していただきまして、この問題だけで御討議をいただいた次第でございます。また近いうちに区画整理審議会と現地の関係者と話し合いをしようということになっております。ようやく糸口がついてきたわけでございまして、懸命に努力したいと思っております。

市営住宅につきましては、私といたしましては議会の御了承をいた

だいていこととでございすので、既定方針どおりやらせついたした  
いと考えているわけとでございすすが、議員先生方のメンバーもかわられ  
ましたので、一応全員協議会です承をいたたましして着手をいたし  
たりと考えている次第とでございす。

たくさん御質問でございすけれども、各課長あるいは助役から  
御答弁を申し上げたいと思ひます。

○助役（篠崎俊夫君） 週休二日制の問題について私からお答え申し上げ  
ます。

ただいま市長がお話し申し上げましたように、公文書はまだきつてお  
りません。ただ新聞報道によりますと、関係員さんの御指摘のよう  
に、民間企業が昨年十月現在で六三・九%が週休二日制を実施した  
ことから、人事院としては来年一月一日から週休二日制を試験的にやり  
たいという意向のようとでございす。ただ、国あるいは都と市町村  
と違ひますところは、市町村には窓口事務がございまして、市民の  
皆さんの仕事を直接やらなければならぬというところにはたいへんた

違ひがあるわけとでございす。人事院の方針といたしましても、人件費

がかさんでいるときでもございすので、人員をふやさないで何らかの創  
意工夫をこらしつやるということのようとでございすすが、地方自治体は  
なおさらのことと人件費が問題になつているときとでございすので、職員  
の増員ということとはできるだけ避けなければならぬと思ひます。新

聞で報道されているところによりますと、地方自治体が週休二日制を  
実施いたします場合には、地元住民の同意を得られるように努力し  
てからやれという通達が出るやに聞いておりますが、そういう地方  
自治体における週休二日制のやり方等について国から正式な文書がま  
いりましたら、それを見まして福生流にどのようによしやくして行くかを  
考えたいと思ひます。要は人をふやしてや、というところはなかなか現状

ではむずかしいということだけは言ふと思ひます。

○企画財政課長（上野重勝君） ただいまの閣議、皆さんの御質問のう  
ち、財政関係と一部工期の問題にふれておりますので、私から答へを  
申し上げます。

まず財政関係で、第一点の四十九年度の決算についてでございますが、予算が御指摘のように六十六億八千二十五万四千円ということでございますが、現在私どもでまとめた数字によりますと、そのうち歳入は五十四億五千四百七十六万四千七百七十六円となっております。予算に比較いたしますと十二億二千五百四十九万円の減少となっております。この減少の理由と申しますのは、先ほど事務局長から報告もありましたように、武蔵野幹線排水につきましては、四十九年度から五十年度に十三億九千六百五十九万四千円が繰り越されております。しかし、この分が国庫支出金の分として歳入不足になっており、事業繰越になっていくもので、歳入が予算よりへってきております。しかしその他のものにつきましてはそれでおれ一〇％あるいはそれ以上の収入になっております。ほぼ予算どおり収入されていく次第でございます。なお歳出におきましては五十四億一千七万二千六百六十一円という数字になっております。差し引きいたしました四十九年度におきましては五千三百六十九万二千四百五十五円という剰余金を生じております。したがって四十九年

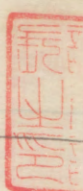
度の歳入歳出についてはそれぞれ健全に推移したと考えていただければよろしいかと思えます。

次に五十年度の予算でございますが、確かに御指摘のとおり六十数億円という高額の予算でございますが、しかもその中に二十五億二千三百万円の国庫支出金を計上いたしております。この内容は主として防衛関係の補助事業でございますが、そのうちの補助金が二十一億二千万円になっております。そこでこのうちの大半は武蔵野幹線排水路で、この予算が十一億四千万円と二分の一以上になっておりますが、これにつきましては国の委託工事でもありますので、おそらく収入については間違いないものと考えております。その他の関係につきましては現在までは間違いないものと思われ、内示等を含めまして横田基地幹線排水路の二億五千万円、それから防衛道路において予算では一億九百万円になっておりますが、現在まで内示が出ましたのは六千三百万円。これは市道、一・二・三・四号線の継続事業分だけでございます。それからほぼ内示をいたしておりますのが無線の工事費一千四百二十五万五千円のうちの一千万円程度

と、それから消防自動車の二百七十万円、それから基地周辺整理交付金は  
予算では一千六百八十万円計上しておりますが、確定が二千四百四十万円  
きております。さらにその他いたしました学習等使用施設につい  
ては四千万円計上しましたが、これも二年継続事業でございますの  
で、これもおそらく間違いないものと考えております。一番問題と  
なっておりますのが御承知のように市民会館等でございますが、市  
民会館についてはたゞいま市長からも答弁がありましたように、すで  
に防衛施設庁といたしましてはある程度の金額を算出いたしましたし  
て大蔵省と折衝中でございます。仄聞するところによりますと、  
ある程度のところまで金額が煮つまっており、私どもの希望の線に近  
いところまでできているということ、なお若干の期日を要し市の要望に  
応えたいということもございますので、私どもといたしましては、希望  
に沿えるような金額が補助金として出していただけるのではないかと  
期待しております。その他児童公園とか玉川上水公園とか屋外運動  
施設などについてはまだ補助金が定まっておりますが、これらについても



すでに防衛施設庁においても事案として取り上げられておりまして、市民会  
館の補助金が確定した後、それらのものについて大蔵省との折衝のつめ  
をするとの話でございますので、あとは大蔵省との折衝に待つだけでござい  
ます。現在の趨勢からいけばおそらくこの金額も確保できるのではないか  
というふうに私は推定をいたしております。国庫補助金については以上  
のようなことでございます。



また、東京都は御承知のような財政事業でございまして、補助金  
等が大幅に減額になっております。私どもが一番懸念しているのは、御  
指摘のように義務教育費の補助金でございまして、四小分三千六百五  
十五万円、六小分一千二百二十一万円、あわせまして四千八百五十七万一千  
円という金額でございしますが、これにつきましてはいまのところ確たる見  
通しがもってありません。そのほかにかまかいものでございますが、図書  
館の本の購入費、補助金八十万円、年金事務費、補助金百九万五千円、  
あわせまして五千四十六万六千円という金額になります。これらに  
ついては御指摘のように、いまのところ見通しが立っておりません。

以上が五十年年度の現況でございます。

それから超過負担についての御質問でございますが、これは一般的に超過負担と言われおりますが、その実態はどうであるかということになります。これは千差万別で複雑な内容をもっております。たとえば単純に言われしていることは、単価差ということが言われております。国庫補助金の基準となつております建築単価等についても、たとえば小学校の場合において、平方メートル八万円の数値でやっておりますが、実際には十三万円かかるということの単価差の問題。それから数量差の問題。これは実際には補助対象よりはるかに多くの平方メートルを要する場合でもそれが対象にならない。それからいま一つ、対象差の問題。たとえば学校などの渡り廊下は対象にしないということもございまして対照差がございます。そのほかに交付差というものもございまして、いろいろな面での格差が出ております。それらを総称いたしまして私ども超過負担という呼び方をしております。それそれの見方によつて超過負担の額というものも変わっておりますので、一概に幾つというふうに算定することは非常に困難でございます。

います。

そこで私どもいま試算として現在出している超過負担については、御指摘のとおり四十八年度におきましては七千七百九十七万四千円という金額でございます。四十九年度におきましては一億一千三十九万九千円という金額でございます。そこで御指摘いただきましたような内容につきましては、ただいま資料を準備いたしておりますので、了承をいただければお時間をお待ちいただきまして、本会期中に調査いたしまして提出いたしたいと考えております。

それから第二点の契約の関係について、四十九年度の事業においては若干工期が遅れていたのがあったではないかという御指摘でございますが、確かに幾つかの事業について工期が遅れたものがございます。それで御指摘のように工期が合わないとか工期が過酷であったのかあるいはまた業者の能力がなか、たのかということでございますが、まず工期の点についてお話し申し上げます。基準工期というものがございます。これは都の建設単価の中に含まれておりますが、これでいきますと非常に長い工期を要しま